

誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領

（目的）

第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、名古屋港管理組合では、建設産業の担い手確保に向けた労働環境改善の一環として、男女別快適トイレ等を設置する「誰もが働きやすい現場環境整備工事」に取り組むこととする。

（対象工事）

第2条 名古屋港管理組合の発注工事で、令和7年8月1日以降に入札の公告を行う設計金額が150,000千円以上の全ての工事を対象とする。ただし、現場事務所を設置しない工事及び公共建築工事積算基準を適用する工事については除外する。

2 前項の工事は、同時に「積算基準及び歩掛表（愛知県建設局）」により現場環境改善費の計上対象工事となる。

誰もが働きやすい現場環境整備工事は、現場環境改善対象工事の実施内容を踏まえた上で、第3条に規定する取組内容等を実施するものである。

（取組内容）

第3条 取組内容については、愛知県「誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領（令和6年4月1日施行）」（以下「愛知県実施要領」という。）第3条に準じて実施するものとする。なお、対象工事が港湾工事の場合、現場環境改善費に関わる取組内容については「積算基準及び歩掛表（その3）（愛知県建設局）」の「現場環境改善費」を参考に実施するものとする。

（快適トイレの仕様）

第4条 快適トイレの仕様については、愛知県実施要領第4条に準じて実施するものとする。

（積算方法等）

第5条 快適トイレに関する費用は、51,000円／基・月とし、2基分（男女別で1基ずつ）を共通仮設費の営繕費に積上げ計上する。ただし、以下の(1)～(2)のいずれかまたは両方に該当する場合は、最終変更設計時にその費用を計上し、変更契約するものとする。

(1) 実際に要した費用から10,000円（従来品）／基・月を除いた額が51,000

円／基・月より安い場合※

※ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限
り、実際に要した費用から1ハウスで10,000円／基・月を除いた額が102,000円／基・月よ
り安い場合

(2) 愛知県実施要領第3条に基づき実際に快適トイレを設置した期間の月数が、
当初計上された月数から増減があった場合

(配慮すべき事項)

第6条 配慮すべき事項については、愛知県実施要領第6条に準じて実施するものとする。

(現地確認)

第7条 現地確認については、愛知県実施要領第7条に準じて実施するものとする。

(特記仕様書)

第8条 特記仕様書については、「本工事は、誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領
に記載する「誰もが働きやすい現場環境整備工事」の対象工事とする」と記載するものと
する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

要綱第2条に規定する工事のうち、令和5年4月1日以前の単価を使用した工事において、
改正前の実施要領に基づく取組及び積算を行っている工事の取り扱いについては、改正後
の実施要領に基づく取組及び積算に変更し、契約変更するものとする。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から適用する。